## 令和元年第1回定例会総務委員会会議録

令和元年6月21日 午前10時 全員協議会室

## 出席者氏名

久米原孝子 委員長 加藤 副委員長 勉 札野 章俊 委 委員 金剛寺 博 員 滝沢 健一 委 員 大竹 昇 委 員 鴻巣 義則 委員

#### 執行部説明者

市長公室長 川村 光男 副市 長 龍崎 隆 総務部長 菊地 紀生 議会事務局長 黒田智恵子 危機管理監 出水田正志 会計管理者 吉田 宣浩 危機管理課長 猪野瀬 武 法制総務課長 落合 勝弘 人 事 課 長 川崎 幸生 財 政 課 長 岡田 明子 情報管理課長 眞二 酒巻 秀典 契約検査課長 島田 秘書課長 企 画 課 長 洋一 大久保雅人 森田 シティセールス課長 松本 大 道の駅・牛久沼プロジェクト課長 由利 毅 会 計 課 長 荒槇 由美 監査委員事務局長 油原 一彦

財政課長補佐 櫻井 貴之(書記)

## 事 務 局

課 長 松本 博実 係 長 矢野 美穂

## 議 題

議案第1号 龍ケ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例について

議案第2号 龍ケ崎市行政財産使用料徴収条例等の一部を改正する条例について

議案第8号 令和元年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第2号)の所管事項報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度龍ケ崎市 一般会計補正予算(第8号)の所管事項)

#### 久米原委員長

開会に先立ちまして委員の皆様に申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますので,これを許可いたします。

ここで、傍聴の皆様に一言申し上げます。会議中は静粛にお願いいたします。

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました 議案第1号、議案第2号、議案第8号の所管事項、報告第3号の所管事項、以上4案 件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが、発言は簡 潔明瞭に、また、質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行できますよ う、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

初めに、議案第1号 龍ケ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

菊地総務部長。

#### 菊地総務部長

議案第1号 龍ケ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第1ページ及び新旧対照表の1ページをごらんください。

これは、国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、国政 選挙等の際に交付される執行経費中の投票立会人等の基準が、本年5月15日に改定さ れたため、これに合わせて条例の一部を改正するものです。

国では参議院議員通常選挙のある年の定例改正といたしまして、直近の物価変動割合を踏まえ、投票所経費等の基準額の改正を行っております。

なお、本市の選挙時における非常勤特別職の報酬額の改正につきましては、平成19年6月27日以来、12年ぶりとなります。

以上です。

#### 久米原委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。 金剛寺委員。

## 金剛寺委員

お尋ねします。今回改正になる国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律の一部改正によって、今回の費用弁償を変えるということでありましたけれども、この法律そのものは、何か聞きますと、3年ぐらいごとに主に参議院選挙前に改正されるというふうに聞いているんですけれども、この費用弁償の件では12年ぶりということでしたけれども、この法律の中で費用弁償が改正されるというのは、やはり12年ぶりのことなんですか。

#### 久米原委員長

落合法制総務課長。

### 落合法制総務課長

国の法律の改正に合わせて条例の改正を行ってきております。今回も国の法律が改正されたことに伴い条例の改正を行っておりますので、国のほうも12年ぶりになろうかと思います。

## 久米原委員長

金剛寺委員。

## 金剛寺委員

この法律改正で、この他に何か影響することというのはあるでしょうか。

## 久米原委員長

落合課長。

#### 落合法制総務課長

今回の法律改正で影響する箇所ですが、まず投票所における投票用紙自動交付機や 開票所における投票用紙自動読取分類機などの機器類の購入及びそれらの保守点検、 そして機器類の部品交換等に要する経費に係る加算規定が新設されてございます。

また、投票所や開票所におけるパーテーション、携帯電話の借上料や施設の配線工事等に係る加算規定についても新設されております。

これらにつきましては、これまでの選挙では調整費という形で国から交付措置がされておりましたが、今後は、その分、国から必要な執行経費として見てもらえることになりますことから、若干だと思いますが、交付額の増額が見込めるものと思っております。

## 久米原委員長

金剛寺委員。

## 金剛寺委員

わかりました。最後に、今回参議院選挙時から龍ケ崎市でも期日前投票所が1カ所追加になると聞いているわけですけれども、この費用弁償に限っては、追加になるとどのくらいの増額が見込まれているものかだけお伺いします。

### 久米原委員長

落合法制課長。

#### 落合法制総務課長

前回の平成28年7月執行の参議院選挙における立会人等の報酬額につきましては、全体で127万4,600円でございました。そして、今回7月に執行予定の参議院選挙における立会人等報酬の予定でございますが、全体で129万6,900円ほどを見込んでございます。このうちサプラ期日前投票所に係る投票立会人報酬では、4万2,600円を見込

んでございます。全体で見ますと、前回よりも2万円程度の増額を見込んでございます。

## 久米原委員長

金剛寺委員。

## 金剛寺委員

ありがとうございました。結構です。

## 久米原委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので採決いたします。

議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

## 【異議なしの声】

#### 久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、この本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第2号 龍ケ崎市行政財産使用料徴収条例等の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

菊地総務部長。

## 菊地総務部長

議案第2号 龍ケ崎市行政財産使用料徴収条例等の一部を改正する条例についてです。

議案2ページ及び新旧対照表の2ページをごらんください。

これは、令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、消費税及び地方消費税の課税対象となる使用料等につきまして、適正に消費税及び地方消費税相当額を転嫁するために、当該使用料等について定めました12件の条例を改正するものです。

以上です。

## 久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 金剛寺委員。

#### 金剛寺委員

この使用料の改定で、影響などについてはきのうの本会議質疑で403万円というご 回答があったんですけれども、この新旧対照表のアンダーラインを引いているところ を見ますと、230項目あるんですけれども、このうち消費税を控除できる、いわゆる 業者が支払うべきものというのも幾分中にはあるような気もしますので、その辺わか ればお願いいたします。

### 久米原委員長

岡田財政課長。

#### 岡田財政課長

このうち業者とか法人が払うものはどのぐらいかというお話ですが、龍ケ崎市行政 財産使用料徴収条例、こちらのほうが財政課の管轄になっていますので、こちらでお 答えいたします。

こちら地下の物品販売や自動販売機の設置料または広告、会議室、駐車場の使用料 というようなものになっているんですが、駐車場の使用料以外は、ほぼ業者に係るも のとなっております。

以上です。

## 久米原委員長

金剛寺委員。

#### 金剛寺委員

そうすると新旧対照表のこの第1条の最初の表のうち駐車場を除く部分ということになると思いますけれども、そうすると13ありますので、12ぐらいというような感じになると思います。ですから、230項目あるわけで、多くの部分を市民が負担するというふうになると思います。

もう1点お聞きしたいのは、きのうの本会議質疑でも、消費税増税となれば確かに 歳出の部分で、この市が支払う中に消費税増税分というのは反映されていくというこ とは当然のことですけれども、ただ歳入の面でも地方消費税交付金は、消費税がアッ プになれば増額になると思われます。こちらのほうの通達やその辺がまた出ていれば お願いをいたします。

## 久米原委員長

岡田財政課長。

## 岡田財政課長

地方消費税交付金につきましては、税率10%のうち2.2%、これが地方への配分となります。そのうち県と市町村で折半ということになりますので、市町村分が1.1%で、それを市町村の人口で按分したものが入ってくるということになります。

どのぐらい増収になるかというお話ですが、単純にはなかなか計算はできないところですけれども、消費税が5%から8%に上がったときに大体6億6,000万円ベースで入ってきたものが8%に上がって、まだ上がって3年分しかデータがないんですけれども、12億円ほどに上がったということになります。

それを考えますと、大体3億円か4億円そのぐらいの幅では増収になるのではないかというふうには見込んでおります。ただ、消費税という物価の変動などに影響されやすい税でありますので、本当にこれは変動が激しくて、幾らというふうになかなか

言えない部分があるということ。そして、こちら地方消費税は地方交付税の基準財政収入額に100%算入されますので、地方消費税分というのは、そのまま収入として交付税の算定の基礎になります。ということは、普通交付税が下がると、単純にその分が下がるというわけではありませんけれども、基準財政収入額がふえるということは、その分、収入が多いとみなされますので、交付税が下がるという影響も出てくるかと思われます。

あと、地方消費税につきましては福祉財源に充てるということになっておりますので、もともとこちら公告が義務づけられていますので、計算資料なども後に見ていただくとわかるんですけれども、大体福祉財源の一般財源分というのは、龍ケ崎市で30億円から40億円程度あるわけです。そこに地方消費税を充てるということになりますので、その分は福祉財源に充てると全ていっぱいになってしまうというような形になるかと思います。

以上です。

## 久米原委員長

金剛寺委員。

### 金剛寺委員

消費税がアップになると消費そのものが低迷してしまって、影響力も地方消費税交付金のほうも少なくなるということもあって、明確に幾ら入るということは難しいと思いますけれども、単なる消費税がアップになると歳出で出るばかりではなくて、こういう部分で入る部分というのもあるということだと思います。

以上です。

#### 久米原委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第2号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

# 【異議なし・ありの声】

# 久米原委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第2号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

## 【委員挙手】

#### 久米原委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第8号 令和元年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第2号)の所管 事項について執行部から説明願います。

菊地総務部長。

### 菊地総務部長

議案第8号 令和元年度龍ケ崎市一般会計補正予算 (第2号) です。

別冊議案書の第1ページをごらんください。

令和元年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第2号)、歳入歳出予算の補正ということで、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,887万5,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ253億285万8,000円とするものです。

6、7ページへお進みください。

歳入になります。

#### 龍崎市長公室長

7ページの中段でございます。

県支出金の地方創生推進交付金(移住支援分)でございます。これにつきましては、 今年度新設されました県の新規事業ですけれども、「わくわく茨城生活実現事業」の 一つの事業でございまして、内容については歳出のほうでご説明いたしますが、その 事業費に対しまして4分の3の県支出金があるということで、この4分の3につきま しても国が2分の1、県が4分の1の負担という形になっております。

続きまして、一番下になります。

地域振興基金繰入金でございます。これにつきましては、その下のみらい育成基金 繰入金と密接に絡むところですけれども、今回の関東鉄道株式会社への駅名改称関係 の負担金1,834万9,000円の財源といたしまして、基金を繰り入れるという形になりま す。そして、この基金の繰り入れですけれども、みらい育成基金これには駅名改称に 使ってくださいと、また市長にお任せしますと、こういった形で寄附を受けているも のですから、みらい育成基金のほうを優先して充当するような形になります。今回、 みらい育成基金繰入金で4,669万円繰り入れますので、その分、地域振興基金繰入金 のほうは減額をいたしまして、トータルとして1,834万9,000円にしようとするもので ございます。

次のページをお願いいたします。

# 菊地総務部長

9ページになります。

款20繰越金になります。

財源調整によりまして、一般会計繰越金7,844万4,000円を計上しております

### 出水田危機管理監

その下、消防団員退職報償金でございます。

734万3,000円追加補正いたします。消防団員の退職者が35人となり、退職報償金が 当初見込みを上回ったことから、その不足分を増額するもので、歳入歳出同額でござ います。消防団員等公務災害補償等共済基金からの入金となります。

次のページをお願いします。

#### 黒田議会事務局長

歳出になります。

議会事務局費です。報償費の減額になりますが、こちらは龍ケ崎市の政治倫理に関する条例の施行に伴いまして、政治倫理調査委員会が執行部に所管が変更となりましたことから、減額になるものでございます。

#### 菊地総務部長

続きまして、その下、総務費になります。

一般管理費の臨時職員等関係経費になります。職員の療養休暇等の増加によりまして、想定以上に正職員の代替職員としての臨時職員の雇用が増加したために、一般職非常勤職員の報酬から臨時職員の賃金に科目を振りかえるものです。

その下の段になります。

文書広報費の政治倫理調査委員会費になります。龍ケ崎市の政治倫理に関する条例の改正が本年4月1日に施行されましたことに伴いまして、政治倫理調査委員会の所管が議会事務局から、先ほど議会事務局長から説明がありました市長部局の総務部の法制総務課に移管されたことによりまして、当初予算に計上されました議会活動費中、報償費を7万円減額いたしまして、同額を文書広報費の政治倫理調査委員会費報酬に計上するものです。委員10名、委員長1名の報酬額になります。

なお、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につきまして も、同時に改正されておりますので、費目についても報償費から報酬に変更をしてお ります。あわせて調査委員会委員の旅費、交通費相当分ですが、これについても 2,000円を計上させていただいております。

#### 龍崎市長公室長

その下になります。

地域振興事業でございます。まず1点目ですけれども、補助金の移住支援事業、これについてまず、ご説明をいたします。これにつきましては、今年度新たに新設された県と市町村で共同して実施をいたします「わくわく茨城生活実現事業」の一つでございます。この事業は一定の条件下で茨城県内の企業への就業、または起業した茨城県内の移住者に対して、移住支援金を支給するものでございます。このうち、この県の事業を活用して龍ケ崎市に移住した方に対しまして、補助金を交付するものでございます。

交付金の額でございますけれども、単身者につきましてはお一人60万円で2件分、 2人以上の世帯の方の分100万円でございますが、これが1件、合わせて220万円を計 上しているところでございます。

そして、11の需用費 2 万2,000円については、この事業に対する事務費でございます。

もう1点、負担金、常磐線佐貫駅駅名改称事業でございます。これにつきましては、 関東鉄道株式会社との負担金の協議が整いましたことから、補正させていただいたも のでございます。内訳といたしましては、鉄道部門これについてはICカード等、あ るいは乗車券等さまざまなシステムの改修関係でございます。鉄道部門で1,428万 4,000円。バス部門、これは案内放送や運賃表、行先表示器こういったものの修正で 270万6,000円となっております。そして、それらに係る人件費これが135万9,000円と なっております。

次のページをお願いいたします。

## 出水田危機管理監

13ページ、下から2つ目の箱をごらんください。

消防団活動費734万3,000円ということで、先ほどの歳入の説明と同様でございます。 以上でございます。

#### 久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 金剛寺委員。

## 金剛寺委員

まず、1点目は7ページ目のこの基金繰入金のところでお聞きします。今回、みらい育成基金と地域振興基金の入れかえですけれども、今回関東鉄道に対する負担金1,834万9,000円以外にも、みらい育成基金から繰り入れをすることになるわけですけれども、ただいまの説明でもこのみらい育成基金のうち、いわゆるふるさと納税に寄附した人の寄附意向というか、そういう形でみらい育成基金のほうから出されているんだというふうに言われていますので、その辺の意向別金額内訳を教えていただきたいんですけれども。

## 久米原委員長

森田企画課長。

#### 森田企画課長

それではみらい育成基金の内訳ということでご説明をさせていただきたいと思います。

こちらのみらい育成基金につきましては、先ほどの説明のとおり、ふるさと納税に 寄附をいただいたものを基金として積み立てるものでございます。その内訳の中に、「駅名改称事業」とそれから「市長にお任せ」という項目がございます。こちらのまず駅名改称事業のほうですが、30年度末の残高が6,439万8,534円でございます。30年度の寄附額につきましては4,790万8,534円でございます。 寄附件数では625件の寄附をいただいております。次に、市長にお任せでございますけれども、30年度末の残高が1億6,551万8,877円でございます。30年度の寄附額につきましては2,647万9,000円、寄附件数で509件の寄附をいただいたところでございます。こちらを、先ほど部長のほうからも説明がありましたように、佐貫駅改称事業の財源として、まずみらい育成基金のほうを充当いたしまして、残り不足分を地域振興基金で充当しているところでございます。

以上でございます。

#### 久米原委員長

金剛寺委員。

#### 金剛寺委員

ここの部分はわかりました。

次に、11ページ目のこの地域振興事業の中の負担金、常磐線佐貫駅駅名改称事業の1,834万9,000円で、関東鉄道に対する負担金ということでありますけれども、ちょっと中身についてお聞きしたいんですけれども、一つは関東鉄道の佐貫駅というのがそのまま存続するということで、当然関東鉄道の中に残っている佐貫駅という表示は幾つもあるんですけれども、それは当然残ることだと思うんですけれども、今回バス停とか何かの表示を変えていただくようにするということなので、いわゆるそのほかにこの市内の関東鉄道関係で佐貫駅という名称表示というのは、全てこれでなくなるのでしょうか。

## 久米原委員長

森田企画課長。

#### 森田企画課長

駅の名称の表示でございますけれども、今回の龍ケ崎市駅への駅名改称につきましては、関東鉄道龍ケ崎線の駅名、今使っております龍ケ崎駅と佐貫駅の名称については、従来どおり変更が生じるものではございません。その他の鉄道関係につきましては、関東鉄道の佐貫駅の表記、案内看板等については変更が生じることはございません。次に、バス停関係でございますけれども、関東鉄道とこれまで協議した中で駅名を改称するということで、これまでの停留所、例えば佐貫駅東、西とか佐貫駅入口などのバス停の表記につきましては、新たに龍ケ崎市駅東口、龍ケ崎市駅入口等に変更するというようなことで伺っております。

以上でございます。

#### 久米原委員長

金剛寺委員。

# 金剛寺委員

関東鉄道の龍ケ崎駅で乗車券を買うときに、龍ケ崎駅に入れば表示板、運賃表示板があって、それも今は佐貫駅しかないわけだけど、ここに龍ケ崎市駅と追加してくれるのかと思いますけれども、ここでいわゆる関東鉄道で龍ケ崎駅から佐貫駅まで行って、ここからJRの龍ケ崎市駅に乗り換える切符も買えるわけですね。このとき乗車券の表示というのは、どのように変わっていくものですか。

### 久米原委員長

森田企画課長。

#### 森田企画課長

乗車券の表示でございます。龍ケ崎駅から龍ケ崎市駅を経由した場合の乗車券の表示でございますけれども、関東鉄道龍ケ崎駅からJR線へ乗り継ぐ乗車券につきまし

ては、乗車券にJRの乗り継ぎ駅名が表示されておりますことから、新たにこれから は龍ケ崎市駅との表示が記載されることになります。

以上でございます。

### 久米原委員長

金剛寺委員。

## 金剛寺委員

今回関東鉄道に対しては、市で負担金を出して変えてもらうということになりますけれども、同様の切符の問題というのは、ほかの関東鉄道以外の特に関東圏の私鉄にも同様に起きるわけで、例えば私鉄の駅の中にも料金表というのがあって、そこは当然、今はJRの佐貫駅になっているわけですけれども、そこも龍ケ崎市駅になったり、システム上も変わったりしないといけないわけです。今回そんなところまでは関係しないわけだけれども、この辺のほかの私鉄、この辺というのはJRの駅名が変わったら大体自動的に変えてくれるものなんでしょうかと思って。

#### 久米原委員長

森田企画課長。

#### 森田企画課長

JRの駅名の変更に伴います他施設の対応ということでございますけれども、これまでJRと協議を進めてきた中で確認したところ、駅名変更に起因する私鉄の鉄道会社の改修作業については、駅名変更の連絡が原社、今回はJRから各鉄道会社のほうへ連絡が行われるとのことでございます。それぞれ各鉄道会社が業務に支障がでないような改修等を行うのが一般的な通例ということでお伺いしております。

以上でございます。

## 久米原委員長

金剛寺委員。

## 金剛寺委員

この問題で最後の1点ですけれども、この1,834万9,000円のうち、消費税アップ分も考慮されていると思うんですけれども、この鉄道部門の1,428万4,000円、この部分については、かなりシステムの修正に伴う分が多いかと思うんですけれども、このうちシステム修正分というのは幾らになるかわかりますか。

### 久米原委員長

森田企画課長。

#### 森田企画課長

鉄道部門における主な内容については、先ほど委員のほうからもご説明のとおり、 システム改修部分が大部分を占めております。そちらの経費については、総額で約 1,408万円というような見積もりをいただいているところでございます。その内訳としましては、券売機関係638万円それから窓口処理機関係が220万円、改札機関係が220万円それから定期券発行機発券関係が330万円というような形で1,408万円というシステム関係でございます。

以上でございます。

#### 久米原委員長

金剛寺委員。

### 金剛寺委員

この部分はわかりました。

続いて、定住支援事業についてお聞きします。

これも県のホームページでいろいろこの要綱を見させてもらいましたけれども、なかなかマッチするのは非常に厳しい内容になっているなというふうに思うところです。単純にはまず、東京圏から仕事を辞めて移住して、さらに茨城就職チャレンジナビに掲載した企業に就職した場合という限定があるわけですよね。それで、まず聞きたいのは、この事業は国の地方創生推進交付金が2分の1で、あと茨城県のわくわく茨城生活実現事業その他にくっついているわけですけれども、この事業実施期間は何年ですか。

#### 久米原委員長

森田企画課長。

#### 森田企画課長

事業のスタートは今年度からスタートいたします。 5 年間の事業を予定しておりまして、令和7年までの事業の予定となっております。

以上でございます。

## 久米原委員長

金剛寺委員。

## 金剛寺委員

あともう一つ、この茨城就職チャレンジナビというのが、もう1個要件としてあるわけですけれども、これは現在募集中であって茨城県のホームページにもこの企業は載っていないんですけれども、ここに例えば龍ケ崎の企業がなかなか参加していないと、そこにまた龍ケ崎に来るということも2番目としては難しいかなと思うところです。これもただ、要件を見ますと、まずこの掲載ナビに掲載できる企業の要件というのがいろいろくっついているわけですよね。で、これは中小企業ということになるわけですけれども、資本金10億円以下とかいろいろなことがあって、それで最後に雇用動向調査における欠員率を超える企業であって、市町村と地元商工会等が地域経済への波及効果等の観点から、地域にとって重要な企業として推薦する企業ということになっています。ここに載せるためには、この市町村と地元商工会が推薦しないといけ

ないということになるわけですけれども、この辺の準備は今からなのかもしれません けれども、この辺の動きがわかればお願いします。

### 久米原委員長

森田企画課長。

#### 森田企画課長

先ほど金剛寺委員のほうからのご説明のとおりです。企業についての要件といたしましては、資本金が10億円未満の法人、そして雇用動向調査の欠員率が2.7%を超える企業との要件となってまいります。また、地域経済の波及効果等の観点も必要になってまいります。これから補正予算の議決をいただいたあと、商工会との調整を図りまして、また企業への働きかけ、それから選定などを行いまして、県への推薦を行っていく予定で今考えております。

以上でございます。

### 久米原委員長

金剛寺委員。

#### 金剛寺委員

その辺、龍ケ崎の企業もこのナビに載っていないとなかなか龍ケ崎に来るということもないかもしれませんので、その辺のところはお願いします。

あと、最後に1点ですけれども、今回この事業に参加する自治体というのは,茨城県内では全部じゃなくて32市町村というふうに広報されています。また、全国では38都道府県の1,034の市町村がこの事業に参加するといわれているわけで、いわば東京から出た人たちが、受け皿としては全国中にあるということになりますので、きのうの本会議質疑の中でもPR活動ということを言われて、県でもPRするし、龍ケ崎市としてもこの定住促進の中でPRをしていきたいということがありましたので、この辺のところ、もう少し詳しくあればお願いをいたします。

# 久米原委員長

森田企画課長。

# 森田企画課長

今回の移住支援事業につきましては、周知、PR活動が大変重要になってまいります。こちらの移住支援事業については、就業支援のための中小企業のマッチングなど、首都圏での展開が求められていることから、まずは県が中心となりましてホームページへの掲載やチラシを作成し、東京での移住者向けのイベントや移住相談窓口においても、チラシなどを配布しまして展開をする予定でございます。市といたしましても、これらの県の事業と連携を図って推進をしていく予定でございます。また、市サイド単独でも、これまで進めております定住促進の各施策と連携を初めといたしまして、事業費等も今回予算を計上しておりますが、チラシやポスターの作成、またホームページなどを活用しまして幅広く周知を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

### 久米原委員長

金剛寺委員。

#### 金剛寺委員

以上です。ありがとうございました。

#### 久米原委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

## 【異議なし・ありの声】

## 久米原委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第8号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

## 【委員挙手】

#### 久米原委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度龍ケ 崎市一般会計補正予算(第8号)の所管事項)について執行部から説明願います。 菊地総務部長。

## 菊地総務部長

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第8号))です。

別冊議案書の27ページをごらんください。

これは、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,261万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ251億5,932万4,000円とするものです。

別冊議案書の34ページ、35ページをごらんください。

歳入からになります。

地方交付税になります。普通交付税 2 月追加交付分による1,121万1,000円を計上しております。

真ん中のところにいきまして、繰入金になります。基金繰入金、財政調整基金繰入 金になります。財源調整といたしまして1億円を計上しております。

その下、繰越金。一般会計繰越金です。これも財源調整といたしまして1,473万 1,000円を計上しております。

#### 龍崎市長公室長

その下のボックスになります。

市債でございます。

2つ目道の駅整備事業債でございます。この減額につきましては護岸改修工事、これが一時中止ということを受けまして、道の駅整備に係る事業、上下水道管路布設工事実施設計、護岸改修工事、伐開整地工事、そして事務費。こういった経費を全て起債の対象から除いたことによる減額でございます。

#### 出水田危機管理監

その2つ下、消防債でございます。

0003防災貯留型トイレ整備事業債、マンホールトイレでございますけれども、60万円の減でございます。設置工事の契約額確定に伴い減額するものでございます。

次のページをお願いします。

## 龍崎市長公室長

37ページ、2番目になります。

道の駅整備事業でございます。減額の内容をご説明いたします。まず、委託料の不動産鑑定、これにつきましては道の駅整備地の北側の通称エリアAと申しているところなんですけれども、そこに隣接する民地の取得に向けまして鑑定委託料を計上させていただいたところでございますが、護岸工事の中止を受けまして鑑定作業を見送ったものでございます。

その下です。

上下水道管路布設工事実施設計、これにつきましては契約金額が2,404万800円でございます。減額分は契約の差額分でございます。次に、工事請負費でございます。護岸改修工事、これにつきまして3工区ありまして、契約額がトータル1億3,703万400円でございます。減額分はこれの契約の差額分でございます。そして、伐開整地工事でございますけれども、道の駅整備地内の樹木の伐開整地を行う工事でございまして、契約額が2,925万7,200円でございます。減額分は契約差額でございます。

次のページをお願いいたします。

# 出水田危機管理監

38ページ、39ページ。一番下の箱でございます。

消防債、防災対策費でございます。

工事請負費ということで53万8,000円の減となっております。これにつきましては、契約額改定に伴い減額をするものでございますけれども、城ノ内小学校、龍ケ崎小学校、久保台小学校、馴馬台小学校、松葉小学校の5カ所に設置をしたものでございます。

続いて、31ページをお願いいたします。

### 菊地総務部長

31ページ、一番上をごらんください。

第2表 繰越明許費補正になります。

総務費の総務管理費、契約事務費の委託料です。入札業者管理システムの修正になります。入札業者管理システムの元号改修対応につきまして、新元号の発表が4月1日となりましたために繰越明許費として計上したものです。

## 龍崎市長公室長

その下になります。

第3表です。地方債補正でございます。

これにつきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

#### 出水田危機管理監

32ページ。

防災共有型トイレ整備事業2,500万円でございますが、先ほど報告したとおりでございます。60万円を減額し、2,440万円とするものでございます。

以上でございます。

#### 久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 金剛寺委員。

#### 金剛寺委員

この中で道の駅関係だけお聞きします。まず、この35ページの道の駅整備事業債で 1億5,750万円を廃止しているわけですけれども、これは工事が延びたということで すけれども、これの金額を計算したときの中身についてお聞きをいたします。

# 久米原委員長

由利道の駅・牛久沼プロジェクト課長。

## 由利道の駅・牛久沼プロジェクト課長

起債減額 1 億5,750万円の算出根拠でございますが、まず上水道・下水道の実施設計分、この当初予算額が3,054万4,000円でございます。次に護岸改修工事、これも当初予算額 1 億4,414万8,000円。続いて、伐開整地工事これも当初予算額が3,121万2,000円。それに事務費409万6,000円。この4つを全部合計いたしますと2億1,000万円になります。2億1,000万円の起債の割合が75%ということで、この1億5,750万円という数字を出しております。

以上です。

## 久米原委員長

金剛寺委員。

#### 金剛寺委員

今、説明していただいた内容の中で、事務費で409万6,000円計上されているんです

けれども、これはどういう基準で事務費というのは計上されるんでしょうか。

### 久米原委員長

由利道の駅・牛久沼プロジェクト課長。

## 由利道の駅・牛久沼プロジェクト課長

事務費につきましては、ただいま申し上げました対象事業費の2.75%以内ということで算出をいたしております。

### 金剛寺委員

はい、この分はわかりました。

次に、同じく道の駅関係の37ページのところの道の駅整備事業で、今回補正でこれが契約差金だということになっているわけですけれども、これそのものはわかりますけれども、これの前段階で予算があって、あと契約金額があって今回の補正予算につながっていると思います。さらに護岸改修工事につきましては、さらに前払金があって、さらに繰越金もあるということになっていますので、この辺の流れについて、説明していただきたいんですけれども。

#### 久米原委員長

由利道の駅・牛久沼プロジェクト課長。

## 由利道の駅・牛久沼プロジェクト課長

護岸改修工事につきましては、先ほどの部長の説明にもあったとおりでございますが、工事請負費ということで、予算額につきましては1億4,414万8,000円、契約額につきましては1億3,703万400円で、残額の分を減額ということで、711万7,000円を計上しております。このうち契約額の40%ということで、前払金を5、460万円払ってございます。現在、これにつきましては先日の一般質問でご答弁申し上げましたとおり、施工業者と清算額について調整をしております。今、最終の詰めに入っておりますので、この作業が終わりましたら、清算額についてはっきりさせましたうえで、契約の解除の書類をお互い交わしまして、それが終わりましたら、前払金の額から清算額分を除いた分は市のほうに戻していただくという、そういった手続になるということで今進めております。

以上です。

### 久米原委員長

金剛寺委員。

#### 金剛寺委員

護岸改修工事については、大体流れがわかりました。前払金が5,460万円あって、これも当初予算から引っ張っていくと、繰り越しは8,243万1,000円になると思うんですけれども、今回、別途、繰越明許費繰越計算書で出ているのは8,345万7,000円ということになっていますので、この辺の違いについて教えてもらえますか。

## 久米原委員長

由利道の駅・牛久沼プロジェクト課長。

由利道の駅・牛久沼プロジェクト課長

繰越明許につきましては、当初予算額の計算で出しておりますので、若干そこで差額が出てきているという内容になっております。

もう1つ、この工事に関しまして施工監理業務を結んでおりますので、その分繰越 明許の額については、差額が出ているということになっております。

## 久米原委員長

金剛寺委員。

### 金剛寺委員

わかりました。以上です。

#### 久米原委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。報告第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

## 【異議なし・ありの声】

## 久米原委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

報告第3号、本案は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

## 【委員挙手】

## 久米原委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。